

役員専用車のリース契約（賃貸借契約）にかかる業者の入札について

当協会では、役員専用車のリース契約を行う予定です。

つきましては、下記のとおり競争入札を行いますので本事業の請負を希望される会社におかれましては、期日までに関係書類を提出してください。

記

1. 競争入札に付する事項等

- (1) 調達件名及び数量 日本台湾交流協会役員専用車1台（車のみ）
- (2) 調達件名の特質等 賃貸借契約仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成30年1月26日より平成35年1月25日
- (4) 履行場所 日本台湾交流協会事務所駐車場

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項及び提出書類

- (1) 公共機関において物品・役務等調達契約に係る指名停止等の措置要項に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する物であること。
- (3) 東京都において自社の事務所又は営業所の何れかを有する者であること。

3. 入札方法及び落札方式

- (1) 本件競争入札は、役員専用車の賃貸借60ヶ月の総額に、賃貸借契約仕様書に述べられたオプション、諸経費、任意保険料の価格を加えた総価（税抜額）及び関係性能にて行う。
- (2) 予定価格の制限の範囲内であり、賃貸借契約仕様書で指定した要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法（除算）をもって落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定にあたっては入札金額に課税対象金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (4) 東京都近郊に事務所が無く、入札に参加できない者は郵便入札を認めるので、封筒に「日本台湾交流協会役員専用車の賃貸借契約に係る入札書在中」と朱書きし、書留郵便により平成29年11月17日（金）15時00分までに下記4の提出先へ必着するよう送付しなければならない。

4. 契約条項を示す場所及び、賃貸借契約仕様書等の交付期間

(1) 交付期間：平成29年11月1日（水）～平成29年11月10日（金）

(2) 交付場所：東京都港区六本木3-16-33青葉六本木ビル7階

日本台湾交流協会東京本部総務部（担当：鈴木）

5. 提出期限及び場所

平成29年11月17日（金）15時00までに上記4.(2)に提出
のこと。

6. 提出書類

本件一般競争入札に参加を希望する者は、日本台湾交流協会の交付する賃貸借仕様書等に基づき以下の書類を上記提出先へ提出しなければならない。

なお、一旦受理した書類の返却、差し替え、再提出は認めない。また、提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 業務履行保証書兼入札物件保証書（別紙様式第3号）

(2) 資格審査結果通知書（写し）2部

(3) 応札物品の仕様等の詳細が解るカタログ等の資料

(4) 公共機関等から指名停止の措置を受けていない旨の誓約書（別紙様式第4号）

なお、入札者の作成した書類等は協会において適合審査するものとし、適格と判断した書類等を提出した者のみを入札参加者とする。

(5) 会社概要（主要取引先、直近期の決算概要）

7. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

なお、入札者の作成した書類等は当協会において適合審査するものとし、適格と判断した書類等を提出した者のみを入札参加者とする。

8. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

9. 契約書作成の要否

要。

1 0. 選考結果通知

(1) 選考結果については、当協会ホームページにて採用会社を公表する。

(1) なお、参加者は、選定の理由については不問とし、審査結果については異議を申し立てることができないものとする。

1 1. 問い合わせ先

担当：公益財団法人 日本台湾交流協会

総務部 鈴木 電話 03-5573-2600 (内線25)

平成29年 9月19日